

伊予市家具転倒等防止対策事業費補助金交付要綱

令和 6 年 8 月 21 日

伊予市告示第 188 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の防災に対する意識の向上と自助による防災力の強化を図り、地震その他の災害による被害を防止し、又は軽減するため、家具転倒等防止器具の購入及び設置に要する経費に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか規則において使用する用語の例による。

- (1) 家具転倒等防止器具 家具等の転倒、移動、落下及び飛散を防止するための器具をいう。
- (2) 家具等 たんす、食器棚その他の家具及び冷蔵庫、照明器具その他の家庭用電化製品であって、転倒、移動等により生命又は身体に危害を及ぼすおそれのあるものをいい、窓、鏡、建具その他破損により外傷の原因となるガラス等の器物を飛散させるおそれのあるものを含む。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、伊予市内に住所を有する世帯の世帯主とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、補助対象者の自宅に設置する家具転倒等防止器具の購入及び設置に要する費用とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 4 分の 3 以内の額とし、1 万 5 千円を限度とする。この場合において、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、規則第 15 条第 2 項に規定す

る請求と併せて、様式第1号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 家具転倒等防止器具の設置箇所ごとの設置前後の写真

(2) 補助対象経費の支出を確認できる領収書その他の証拠書類で、経費の内訳、購入日及び設置日が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の申請及び請求は、家具転倒等防止器具を設置した後において行うものとし、当該設置した日の属する年度の2月28日までにしなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月21日から施行し、令和8年4月1日以後に購入し、かつ、設置した家具転倒等防止器具について適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月9日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

伊予市長 様

住 所

氏 名

電話番号

伊予市家具転倒等防止対策事業費補助金交付申請書兼請求書

標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 交付申請額

（購入費の 3/4 の金額をお書きください。ただし、上限は 1 万 5 千円とし、100 円未満は切り捨てます。）

交付申請額	金	円
-------	---	---

2 補助金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協	本店・本所 支店・支所 出張所
預金種別	1 普 通	2 当 座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

3 添付書類

- (1) 家具転倒等防止器具の設置箇所ごとの設置前後の写真
- (2) 補助対象経費の支出を確認できる領収書その他の証拠書類で、経費の内訳、購入日及び設置日が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

伊予市指令第 号
年 月 日

様

伊予市長



伊予市家具転倒等防止対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付	不交付
----	-----

〔交付の場合〕

決定金額 円

〔不交付の場合〕

理由	
----	--